

議 案 参 考 資 料

[令和 7 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係(担当)]

財政課 財政担当

税務課 資産税担当

議案名

議案第 83 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

条例別表第 4 に定める固定資産評価証明書等の土地、建物に関する証明手数料について、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

証明書交付申請者の利便性を考慮し、土地、建物に関する証明手数料の複雑な算定方法を改め、現行の土地、建物の件数に対し加算する方式から証明書の発行枚数に対し加算する方式に変更します。
また、算定方法の変更にあわせ、別表の記載を以下のとおり整理します。

【改正前】別表第 4(第 2 条関係)

事務の種類	手数料の額
2 租税公課に関する証明	1 件につき 350 円 1 人 1 税目 1 年度をもって 1 件とする。 土地建物に対する証明については、1 所有者 1 年度につき、土地は 1 筆、建物は 1 棟をもってそれぞれ 1 件とし、1 枚の証明書に 2 以上を併記する場合は、1 件増すごとに 30 円を加算する。

【改正後】別表第 4(第 2 条関係)

事務の種類	手数料の額
2 租税公課に関する証明(土地、建物に関する証明を除く。)	1 件につき 350 円 1 人 1 税目 1 年度をもって 1 件とする。
3 土地、建物に関する証明	1 所有者 1 年度につき 1 枚 350 円(1 枚増すごとに 100 円を加算する。)

(施行期日：令和 8 年 4 月 1 日)

背景・経過

国では自治体システムの標準化を進めており、本市税務システムについても同様に、国の標準仕様に準じたものに更新することを踏まえ、現行の手数料の算定方法についても市民の利便性を考慮し、見直しを行います。